

第四期沖縄県医療費適正化計画の一部改定案 概要

後発医薬品に係る新たな政府目標が決定され、国の「医療費適正化計画に関する施策についての基本方針」（令和5年厚生労働省告示第234号）が一部改正されたことに伴い、令和6年3月に策定した第四期沖縄県医療費適正化計画の一部改定を行います。

一部改定案の概要

※【 】は第四期沖縄県医療費適正化計画での掲載ページを記載

○第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 11 後発医薬品及びバイオ後続品の使用状況 【p30】
→後発医薬品の使用割合（金額ベース）の状況を追記しました。

○第3章 医療費適正化のための目標と取組

1 医療費適正化のための目標

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ア 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 【p44】
→後発医薬品の使用割合（数量ベース）、バイオ後続品の使用割合、後発医薬品の使用割合（金額ベース）に関する目標値の設定等を行いました。

2 医療費適正化のための取組

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する取組

- ア 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 【p50】
→バイオ後続品に関する取組を追記しました。

5 令和11年度（2029年度）の医療費の見通し 【p55～57】

後発医薬品の使用促進による効果額について算定したところ、令和11年度における効果額は数量ベースよりも金額ベースによる効果額が大きかったため、金額ベースによる効果額を用いて、医療費推計を算定しました。

- ・令和11年度の後発医薬品の使用促進による効果額は、金額ベース0.9億円 > 数量ベース0.5億円。
- ・令和11年度の適正化の取組による効果額全体は、32.1億円から32.5億円に更新。
- ・令和11年度における適正化の取組を行った場合の沖縄県総医療費の推計は、6,319.3億円から6,318.8億円に更新